

(証券コード6246)
平成27年6月9日

株 主 各 位

大阪市中央区久太郎町二丁目5番28号

株式会社 **テクノスマート**

取締役社長 高 橋 進

第81期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第81期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年6月24日(水曜日)午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月25日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 大阪市中央区北久宝寺町三丁目5番12号
御堂筋本町アーバンビル11階
一般社団法人鉄鋼會館 5・6号会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報 告 事 項 第81期 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで) 事業報告および計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.technosmart.co.jp>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

① 経済情勢および業界の状況

当事業年度における経済情勢は、米国では輸出および個人消費が増加し堅調に推移いたしましたが、欧州では金融不安から経済の先行きに不透明感が強まりました。また、中国やアジアの新興国では経済の減速傾向が見られました。国内については、政府の経済政策や日銀の金融緩和のもと、輸出関連企業では緩やかな回復基調が続きましたが、消費増税による個人消費の停滞により設備投資への需要は全体的に低調な状況で推移いたしました。

このような状況下におきまして、光学系フィルム業界の一部では、新規投資を進める企業と規模の縮小や委託加工に切替えられる企業など二極化の傾向も見られました。

当社におきましては、スマートフォンやタブレット端末などの薄型表示部品用の光学フィルム塗工装置、タッチパネル用ハードコートフィルム塗工装置、医療材用塗工乾燥装置、自動車用リチウムイオン二次電池関連および電子部品関連塗工乾燥装置が売上に寄与いたしました。また、今後の製品開発のためのテスト機であるスマートラボやパイロットコーターの引合も増加し、今後は、光学フィルム関連と二次電池や燃料電池などのエネルギー関連業界に対しさらなる販売強化に取り組むと考えております。

② 売上および損益の状況

売上高は、10,211百万円(前期比2.2%増)となりました。主な最終製品別売上高構成比率は、薄型表示部品関連機器が65.6%(前期は61.8%)、機能性紙・フィルム関連塗工機器が10.7%(前期は16.8%)、電子部品関連塗工機器が6.1%(前期は8.6%)、エネルギー関連機器が9.3%(前期は3.5%)となりました。売上高に占める輸出の割合は、30.2%(前期は45.8%)となりました。売上総利益は、1,056百万円(前期比45.5%減)、売上総利益率は、10.3%(前期は19.4%)となりました。販売費および一般管理費は、597百万円(前期比15.6%減)となりました。営業利益は、458百万円(前期比62.7%減)、経常利益は、516百万円(前期比59.0%減)、当期純利益が303百万円(前期比57.8%減)となりました。

③受注の状況

受注高は、7,967百万円(前期比29.3%減)、その内輸出受注高は、1,973百万円(前期比41.3%減)となりました。受注残高は3,959百万円(前期比36.2%減)、その内輸出受注残高は、1,389百万円(前期比44.5%減)となりました。

個別の受注金額については、中国や新興国市場を最終需要先とした国内企業をはじめ、韓国や中国企業向けでも、国内外の設備メーカーの価格競争は大変厳しいものとなっております。品目別内訳は、スマートフォンやタブレット端末などの薄型表示部品用の光学フィルム塗工装置や、タッチパネル用ハードコートフィルム塗工装置、二次電池や燃料電池用エネルギー関連部材用塗工装置、FPC関連の配線材料用塗工装置で、大半を占めております。

④研究開発活動

スマートフォンやタブレット端末などに必要なハードコートフィルム、反射防止フィルム、導電性透明フィルムなどに使用される薄膜塗工が可能なFKGコーター、ナノコーターおよびスロットダイコーター、またリチウムイオン二次電池電極製造用の両面同時塗工装置、燃料電池用塗工装置、高速間欠塗工装置など生産効率の向上を目指した開発を行っております。また、省エネ対策やメンテナンスシステム開発にも取り組んでおります。さらに、最新のカセットチェンジコーターを揃えたテスト用クリーンパイロットコーターで、顧客との共同研究開発を行っております。

機種別の売上高および受注高、受注残高は次のとおりであります。

機 種 別	売 上 高	構 成 比	受 注 高	構 成 比	受 注 残 高	構 成 比
塗 工 機 械	9,087百万円	89.0%	7,571百万円	95.0%	3,846百万円	97.2%
化 工 機 械	938	9.2	210	2.6	93	2.4
そ の 他	184	1.8	186	2.4	19	0.4
計	10,211	100.0	7,967	100.0	3,959	100.0

(2) 設備投資および資金調達の状況

当事業年度における設備投資の総額は31百万円で、主に機械装置への投資であります。これらはすべて自己資金で賄いました。

(3) 対処すべき課題

最近の国内外の変化の激しい経済情勢の中、安定した経営基盤を確立するためには、より一層の新規応用分野への製品開発とコスト競争力の強化が必要と考えております。

新規応用分野への製品開発は、当社が蓄積してきた光学フィルム分野や二次電池分野および医療用部材分野などの技術力を背景に、日々の営業活動から新規顧客の要望に応えるビジネスを積極的に取り込むと共に、常設しているテスト機で顧客との共同研究開発を一層展開してまいります。

コスト競争力の強化は、装置の各部機器の標準化や生産品目別にラインの標準化を図ると共に、グローバル展開をさらに進め、コスト競争力を高めて収益に結び付ける仕組み作りを推進してまいります。

(4) 直前三事業年度の財産および損益の状況

区 分	平成23年度 H23/4～H24/3 第 78 期	平成24年度 H24/4～H25/3 第 79 期	平成25年度 H25/4～H26/3 第 80 期	平成26年度 H26/4～H27/3 (当期)第81期
売 上 高 (百万円)	15,356	9,500	9,994	10,211
当 期 純 利 益 (百万円)	707	288	719	303
1 株当たり当期純利益(円)	66.80	27.20	67.93	28.65
総 資 産 (百万円)	17,123	14,283	16,038	15,388
純 資 産 (百万円)	8,993	9,220	9,894	10,220
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	848.64	870.07	933.79	964.59
受 注 高 (百万円)	13,945	8,015	11,274	7,967
受 注 残 高 (百万円)	6,407	4,923	6,202	3,959

(5) 主要な事業内容

乾燥熱処理機、紙フィルム加工機、化工機、公害防止機器、熱交換器等の設計・製作・販売ならびにこれらに付帯または関連する事業を行っております。

(6) 主要な営業所および工場

本 社 大阪市中央区久太郎町二丁目 5 番28号
 営 業 所 東京支店（東京都中央区）
 工 場 滋賀工場（滋賀県野洲市）

(7) 従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
249名	3名減	39歳 5 ヶ月	13年 3 ヶ月

(8) 主要な借入先

借入先	借入残高
株式会社滋賀銀行	219,428千円
株式会社りそな銀行	169,467
株式会社三菱東京UFJ銀行	124,947
株式会社みずほ銀行	100,000
株式会社紀陽銀行	36,129
株式会社南都銀行	35,600
株式会社池田泉州銀行	33,520
株式会社近畿大阪銀行	33,352

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 25,000,000株
(2) 発行済株式の総数 10,821,720株（自己株式225,708株を含む）
(3) 株主数 1,048名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
テクノスマート取引先持株会	1,361,000	12.84
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	1,032,000	9.74
富士火災海上保険株式会社	402,375	3.80
KBL EPB ORDINARY ACCOUNT 107501	385,000	3.63
S I X S I S L T D .	340,000	3.21
株式会社滋賀銀行	321,875	3.04
テクノスマート従業員持株会	306,075	2.89
椿本興業株式会社	278,250	2.63
東京産業株式会社	267,000	2.52
株式会社立花エレクトック	238,000	2.25

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成27年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	高 橋 進	
専 務 取 締 役	高 橋 史 郎	営業担当
取 締 役	福 井 信 夫	技術兼製造統括部長兼情報システム部部長
取 締 役	杉 野 博 昭	資材統括部長
取 締 役	柳 井 正 巳	管理統括部長兼機械技術統括部長
常 勤 監 査 役	中 川 昌 宏	
監 査 役	桜 井 征三郎	
監 査 役	増 市 徹	共栄法律事務所パートナー 法務省 人権擁護委員、大阪簡易裁判所 調停委員、大阪地方裁判所調停委員

（注）監査役桜井征三郎および増市 徹の両氏は、社外監査役であります。なお、桜井征三郎氏は東京証券取引所に独立役員として届出済であります。

(2) 事業年度中に退任した監査役

氏 名	退 任 日	退任事由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
工 藤 隆 幸	平成27年1月16日	逝 去	社外監査役

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人数	支給額
取 締 役	6名	57,292千円
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	21,832 (11,032)
計	10名	79,124

- （注）1. 上記には、平成26年6月26日開催の第80期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および平成27年1月16日に退任した監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与および賞与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬等の総額を、平成19年6月26日開催の第73期定時株主総会において「年額180,000千円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与および賞与は含まない）」と決議いただいております。
4. 監査役の報酬等の総額を、平成19年6月26日開催の第73期定時株主総会において「年額40,000千円以内」と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

当社における活動状況

監査役桜井征三郎氏は、当事業年度開催の取締役会12回および監査役会12回の全てに、監査役増市 徹氏は、平成27年1月16日の就任後に開催された当事業年度の取締役会2回および監査役会2回の全てに、また監査役工藤隆幸氏は、平成27年1月16日に退任するまでに開催された当事業年度の取締役会10回および監査役会10回の全てに出席し、前職の財務や監査役等の経験、法律の専門家としての知識や経験等を活かし、監査役の職務に関する事項につき、それぞれの立場から適時発言を行っております。

(5) 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、企業統治の実効性という観点から、当社の業務に精通する取締役が従業員数・売上高等の規模を前提とした必要最低限の人数で経営にあたり、経営の適正と効率性を高めております。

他方、効率的でかつ健全な会社経営を確保するため、内部統制の構築、運用について検証を行う監査室が業務プロセス全般の適法性・妥当性・効率性の日常的監査を行っており、四半期毎にコンプライアンス委員会も開催されております。

さらに、監査役による経営監視においては、社内出身の常勤監査役に加え、外部の目による経営の監視機能として、財務・法務・審査などの専門知識や経験を有する、社外監査役2名による経営に対する監視を実施しております。

これらにより、当社としては、社外取締役を置かなくても、全体として十分に監視機能を備えており、社外取締役に期待されている経営の監視機能や客観性および中立性は十分確保されていると判断しております。

このような現状において、当社に社外取締役を新たに招聘すれば、その報酬はもちろん、社外取締役に十分活躍していただくための社内体制を整備するためのコスト等も必要になります。さらに、当社は一般消費者向けの製品を製造販売する企業ではなく、塗工業界という特殊で狭い業界の企業向けの製品を受注・製造・販売しており、社外取締役の適切な候補者を見つけることも必ずしも容易ではありません。

当社といたしましては、現状の体制で全体として十分に監視機能を備えており、新たに社外取締役設置のコスト等を負担してまで社外取締役を置くことは相当でないと考え、第81期の事業年度の末日においては社外取締役を置いておりません。

しかしながら、取締役会の監督機能をより一層強化するとともに、当社のコーポレート・ガバナンスのさらなる充実を図るため、第81期定時株主総会での承認可決を条件として監査等委員会設置会社へ移行し、議決権を有する監査等委員である取締役（その過半数は社外取締役）により構成する監査等委員会を設置する予定であります。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 暁監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

①	当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	18,240千円
②	当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,240

(注) 当社と会計監査人との監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月17日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を決議し、基本方針に基づく内部統制の運用を行っております。なお、本決議はその後の取締役会で一部改定を行っており、下記はその概要であります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

役員および社員またはそれに準ずる者に法令・定款の遵守を徹底させるため、会社は企業行動指針を定め、また社員行動規範を守らせるためコンプライアンス委員会を設置し、違反行為があったときの報告体制として内部通報者制度を構築し、各部門のコンプライアンス委員からの実施状況の報告および管理体制ならびに研修体制を構築する。

また、会社は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力または団体等とは一切の関係を持たず、不当な要求等を受けた場合は、会社として毅然とした態度で対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会・経営会議その他の重要な会議の意思決定に係る情報、そして重要な決裁に係る情報ならびにリスク管理およびコンプライアンスに関する情報を記録・保存・管理し、必要な関係者が閲覧できる体制に整備し、文書管理規程を制定する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営に重大な影響を及ぼすあらゆるリスクを認識し、評価する仕組みを整備し、リスク管理の実効性を確保するためコンプライアンス委員会およびリスク管理委員会を設置し、それら各委員会の職務権限と責任を明確にした体制を整備する。また経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生または発生する恐れが起こった場合の体制を整備し、再発防止策等リスク管理規程・コンプライアンス規程を制定する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務権限と担当業務を明確にし、経営会議で経営計画および予算を立案し、その目標に向け具体案を立案・実行する。

- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査室のスタッフ（内部監査人）が監査役の専任の使用人を兼務する。但し、専任の使用人の職務は次のとおりとする。
①監査役会議事録の作成
②監査役への資料の提供
③その他事務連絡
- (6) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とし、その評価については監査役の意見を聴取するものとする。
- (7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役および使用人は監査役会の定めるところにより、以下の事項に関し要請に応じて必要な報告および情報提供を行う。
①内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
②重要な会計方針および会計基準の決定ならびにそれらの変更
③業績および業績見込の発表内容ならびに重要開示書類の内容
④内部通報制度の運用および通報の内容
⑤決裁書および議事録の内容
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役が経営会議その他重要な会議へ出席し、意見を述べる機会を確保する。また、監査役が取締役、社長直轄の監査部門および会計監査人との十分な情報交換を適切に行う体制を整備する。

(注) 1. 事業報告の記載金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 事業報告の記載金額および株式数は表示単位未満を切捨てて表示しております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

貸 借 対 照 表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	11,073,164	流動負債	3,984,388
現金及び預金	2,269,266	支払手形	1,918,315
受取手形	3,072,995	買掛金	954,509
売掛金	5,512,747	短期借入金	250,000
原材料及び貯蔵品	47,421	1年以内に返済予定の長期借入金	333,772
仕掛品	75,564	未払金	9,351
前渡金	15,376	未払費用	52,739
繰延税金資産	62,247	未払法人税等	71,955
その他	17,544	未払消費税等	64,465
固定資産	4,314,958	前受金	169,126
(有形固定資産)	(2,976,402)	賞与引当金	113,312
建物	822,387	役員賞与引当金	11,062
構築物	47,406	その他	35,778
機械及び装置	242,224	固定負債	1,182,899
車両運搬具	6,141	長期借入金	168,671
工具器具備品	11,415	長期未払金	13,800
土地	1,836,830	再評価に係る繰延税金負債	512,605
建設仮勘定	9,995	退職給付引当金	478,925
(無形固定資産)	(6,665)	資産除去債務	8,898
ソフトウェア	1,786	負債合計	5,167,288
その他	4,879	純資産の部	
(投資その他の資産)	(1,331,890)	株主資本	8,805,201
投資有価証券	1,145,396	資本金	1,003,125
出資金	26,950	資本剰余金	515,858
長期前払費用	417	資本準備金	515,858
繰延税金資産	42,919	利益剰余金	7,395,101
その他	118,507	利益準備金	109,922
貸倒引当金	△2,300	その他利益剰余金	7,285,179
資産合計	15,388,123	別途積立金	6,500,000
		繰越利益剰余金	785,179
		自己株式	△108,883
		評価・換算差額等	1,415,633
		その他有価証券評価差額金	337,285
		土地再評価差額金	1,078,348
		純資産合計	10,220,835
		負債・純資産合計	15,388,123

損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		10,211,518
売 上 原 価		9,155,440
売 上 総 利 益		1,056,077
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		597,694
営 業 利 益		458,383
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,423	
受 取 配 当 金	22,768	
受 取 賃 貸 料	17,426	
為 替 差 益	18,054	
そ の 他	10,791	70,464
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,216	
固 定 資 産 除 却 損	1,616	
売 上 割 引	2,683	
そ の 他	1,685	12,202
経 常 利 益		516,645
税 引 前 当 期 純 利 益		516,645
法人税、住民税及び事業税	145,399	
法 人 税 等 調 整 額	67,657	213,056
当 期 純 利 益		303,588

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金			
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計
		別途 積立金	繰越利益 剰余金				
平成26年4月1日期首残高	1,003,125	515,858	515,858	109,922	5,900,000	1,197,087	7,207,009
会計方針の変更による累積的影響額						32,852	32,852
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,003,125	515,858	515,858	109,922	5,900,000	1,229,939	7,239,861
事業年度中の変動額							
別途積立金の積立て					600,000	△600,000	—
剰余金の配当						△148,348	△148,348
当期純利益						303,588	303,588
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	600,000	△444,759	155,240
平成27年3月31日期末残高	1,003,125	515,858	515,858	109,922	6,500,000	785,179	7,395,101

	株主資本		評価・換算差額等			純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	土地 再評価 差額金	評価・換算 差額等 合計	
平成26年4月1日期首残高	△108,697	8,617,296	252,758	1,024,733	1,277,491	9,894,788
会計方針の変更による累積的影響額		32,852				32,852
会計方針の変更を反映した当期首残高	△108,697	8,650,148	252,758	1,024,733	1,277,491	9,927,640
事業年度中の変動額						
別途積立金の積立て		—				—
剰余金の配当		△148,348				△148,348
当期純利益		303,588				303,588
自己株式の取得	△186	△186				△186
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			84,526	53,615	138,141	138,141
事業年度中の変動額合計	△186	155,053	84,526	53,615	138,141	293,195
平成27年3月31日期末残高	△108,883	8,805,201	337,285	1,078,348	1,415,633	10,220,835

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

①時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売買原価は移動平均法により算定)

②時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品……………個別原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

原材料及び貯蔵品……………最終仕入原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7～50年

機械及び装置 2～12年

(2) 無形固定資産……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……………従業員の賞与の支払いに備えて、賞与支給見込額の当事業年度末負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金……………役員の賞与の支払いに備えて、会社が算定した支給見込額の当事業年度末負担額を計上しております。

(4) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による按分額を費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

売上高及び売上原価の計上基準……当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。
なお、工事進行基準を適用する工事の当事業年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理……………消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が51,004千円、繰延税金資産が18,152千円それぞれ減少し、利益剰余金が32,852千円増加しております。なお、損益計算書に与える影響は軽微であります。

表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

1. 前事業年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「為替差益」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記いたしました。
なお、前事業年度の「為替差益」は、0千円であります。
2. 前事業年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「売上割引」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記いたしました。
なお、前事業年度の「売上割引」は153千円であります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

建物	680,025千円
機械及び装置	1,895千円
土地	1,592,908千円
投資有価証券	443,628千円

上記担保に供している資産に係る債務の金額

1年以内に返済予定の長期借入金 333,772千円

長期借入金 168,671千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,477,741千円

3. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布 法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布 法律第24号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額により算出

再評価を行った年月日 平成13年3月31日

再評価を行った土地の期末における

時価と再評価後の帳簿価額との差額 △758,296千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	10,821	—	—	10,821
合 計	10,821	—	—	10,821
自己株式				
普通株式(注)	225	0	—	225
合 計	225	0	—	225

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基 準 日	効力発生日
平成26年6月26日 定時株主総会	普通株式	105,964千円	10円	平成26年3月31日	平成26年6月27日
平成26年11月7日 取締役会	普通株式	42,384千円	4円	平成26年9月30日	平成26年12月10日

基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額	配当の 原資	1株当たり 配当額	基 準 日	効力発生日
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	84,768千円	利益 剰余金	8円	平成27年3月31日	平成27年6月26日

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

短期繰延税金資産	
賞与引当金	37,415千円
未払事業税	5,924千円
その他	18,907千円
短期繰延税金資産計	62,247千円
長期繰延税金資産	
投資有価証券評価損	38,458千円
退職給付引当金	154,309千円
その他	34,820千円
小計	227,588千円
評価性引当額	△64,884千円
長期繰延税金資産計	162,704千円
長期繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	119,785千円
長期繰延税金資産の純額	42,919千円
再評価に係る長期繰延税金負債計	
	512,605千円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.5%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.0%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.2%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は9,333千円減少し、法人税等調整額が21,862千円、その他有価証券評価差額金が12,528千円それぞれ増加しております。

また再評価に係る繰延税金負債は53,615千円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、事業計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額(※)	時 価(※)	差 額
(1) 現金及び預金	2,269,266	2,269,266	—
(2) 受取手形及び売掛金	8,585,743	8,585,743	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	1,144,596	1,144,596	—
(4) 支払手形及び買掛金	(2,872,825)	(2,872,825)	—
(5) 短期借入金	(250,000)	(250,000)	—
(6) 1年以内に返済予定の長期借入金	(333,772)	(333,737)	△34
(7) 未払法人税等	(71,955)	(71,955)	—
(8) 長期借入金	(168,671)	(167,721)	△949

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金ならびに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(単位：千円)

	種類	取得原価	貸借対照表 計上 額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	687,525	1,144,596	457,070
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
合 計		687,525	1,144,596	457,070

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金ならびに(7) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 1年以内に返済予定の長期借入金ならびに(8) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 非上場株式（貸借対照表計上額800千円）は、市場性がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	964円59銭
1 株当たり当期純利益	28円65銭

(注) 計算書類の記載金額および株式数は表示単位未満を切捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月15日

株式会社テクノスマート
取締役会 御中

曉 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 松島 秀典 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 中井 学 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社テクノスマートの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第81期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(注) 社外監査役 増市 徹は、平成27年1月16日社外監査役 工藤 隆幸氏の逝去に伴い、補欠監査役より社外監査役に就任いたしました。その就任以前の監査事項については、他の監査役から報告を受け、資料を閲覧するなどの方法により監査いたしました。

平成27年5月22日

株式会社テクノスマート 監査役会

常勤監査役 中 川 昌 宏 ㊞

社外監査役 桜 井 征三郎 ㊞

社外監査役 増 市 徹 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する継続的な配当を基本と考え、当期の業績、今後の経営環境および事業展開のための内部留保等を総合的に勘案のうえ、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金8円 総額 84,768,096円

これにより、中間配当金を含めました当期の年間配当金は、1株につき金12円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 平成26年6月27日に公布された「会社法の一部を改正する法律」

(平成26年法律第90号)により、新たな機関設計として監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。当社は、議決権を有する監査等委員である取締役（その過半数は社外取締役）により構成する監査等委員会を設置し、取締役会の監督機能をより一層強化するとともに、当社のコーポレート・ガバナンスのさらなる充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたしたく、当該移行のために定款の一部を変更するものであります。

(2) 監査等委員会設置会社への移行に伴い、業務執行を行わない取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、さらに有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、当社と業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。

なお、責任限定契約に係る定款の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

(3) 上記の各変更に伴い、条数等の変更を行うものであります。

なお、本定款変更は本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は、変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 第1条～第3条 (条文省略) (機 関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 <u>(3) 監査役会</u> (4) 会計監査人 第5条～第17条 (条文省略) 第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第18条 当社の取締役は、11名以内とする。 (新設) (取締役の選任方法) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。 2. (条文省略) 3. (条文省略) (取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。 (新設) (新設)	第1章 総 則 第1条～第3条 (現行どおり) (機 関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) 会計監査人 第5条～第17条 (現行どおり) 第4章 取締役および取締役会 <u>ならびに監査等委員会</u> (取締役の員数) 第18条 当社の取締役<u>(監査等委員である者を除く。)</u>は、11名以内とする。 2. <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u> (取締役の選任方法) 第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) (取締役の任期) 第20条 <u>取締役(監査等委員である者を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u> 3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第21条～第23条 （条文省略） （取締役会の招集通知） 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 （新設） （取締役会の決議の省略） 第25条 （条文省略） （新設） （新設） （新設） 第5章 監査役および監査役会 （監査役の員数） 第26条 当社の監査役は、4名以内とする。	第21条～第23条 （現行どおり） （取締役会の招集通知） 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 （監査等委員会の招集通知） 第25条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。 （取締役会の決議の省略） 第26条 （現行どおり） （取締役会規程） 第27条 取締役に關する事項は、法令または本定款のほか、取締役に對して定める取締役会規程による。 （監査等委員会規程） 第28条 監査等委員会に關する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会に對して定める監査等委員会規程による。 （取締役との責任限定契約） 第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。 （削除） （削除）

現 行 定 款	変 更 案
<u>(監査役の選任方法)</u> <u>第27条 監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	(削除)
<u>(監査役の任期)</u> <u>第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u> <u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</u>	(削除)
<u>(常勤の監査役)</u> <u>第29条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	(削除)
<u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第30条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u>	(削除)
第6章 計 算 第31条～第34条 (条文省略)	第5章 計 算 第30条～第33条 (現行どおり)

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
 本総会の終結の時をもって、取締役5名全員が任期満了となります。
 また、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。
 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴・地位・担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
1	たか はし すむ 高 橋 進 (昭和23年8月7日生)	昭和46年4月 当社入社 平成9年1月 当社機械技術部統括部長 平成9年6月 当社取締役機械技術部統括部長 平成11年6月 当社常務取締役 平成12年12月 当社専務取締役（代表取締役） 経理、購買担当 平成19年6月 当社代表取締役社長 現在に至る	130,000株
2	たか はし し ろう 高 橋 史 郎 (昭和22年8月3日生)	平成14年4月 当社入社 平成16年4月 当社総務、人事、法務部次長 平成18年4月 当社監査室長 平成19年6月 当社取締役総務、人事、経理 原価管理部長 平成20年4月 当社取締役管理本部長 平成23年6月 当社取締役資材本部長 平成24年6月 当社常務取締役 製造、資材担当 平成26年6月 当社専務取締役 営業担当 現在に至る	11,000株
3	すぎ の ひろ あき 杉 野 博 昭 (昭和30年6月19日生)	昭和57年6月 当社入社 平成18年4月 当社経理部・原価管理部部長代理 平成20年4月 当社管理本部経理部部長 平成21年4月 当社管理本部経理部部長兼総務・ 人事部部長 平成22年1月 当社理事管理本部経理部部長兼 総務・人事部部長 平成23年6月 当社取締役管理本部長 平成25年4月 当社取締役管理統括部長 平成26年6月 当社取締役資材統括部長 現在に至る	9,000株
4	やな い まさ み 柳 井 正 巳 (昭和28年12月26日生)	昭和47年4月 当社入社 平成16年4月 当社技術本部機械技術部次長 平成19年4月 当社資材本部外注管理部次長 平成20年4月 当社資材本部部長代理 平成22年4月 当社資材本部部長 平成25年10月 当社理事資材部部長 平成26年6月 当社取締役管理統括部長兼機械 技術統括部長 現在に至る	8,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴・地位・担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 の 数
5	飯 田 陽 弘 (昭和39年10月26日生)	昭和63年4月 当社入社 平成22年4月 当社技術本部企画設計部次長 平成24年4月 当社技術本部企画設計部部長代理 平成25年4月 当社技術部企画設計グループ部長 平成27年4月 当社理事技術部企画設計グループ 兼研究開発グループ部長 現在に至る	1,000株

(注) 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴・地位・担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 の 数
1	桜 井 征 三 郎 (昭和18年8月23日生)	昭和41年4月 日本火災海上保険株式会社 (現 損害保険ジャパン日本興亜 株式会社) 入社 平成3年4月 同社海損部長 平成4年6月 同社海上業務部長 平成5年6月 同社有価証券部長 平成10年4月 同社財務企画部長 平成11年6月 同社執行役員財務企画部長 平成12年6月 同社監査役 平成15年6月 同社退任 平成17年6月 当社監査役 現在に至る	0株
2	矢 井 田 修 (昭和21年2月22日生)	昭和49年4月 大阪大学工学部機械工学科助手 昭和61年10月 大阪市立大学生生活科学部被服学科 講師 平成3年4月 大阪市立大学生生活科学部生活環境 学科助教教授 平成4年4月 京都女子大学家政学部生活造形学 科教授 平成8年4月 京都女子大学大学院家政学研究科 委員長 平成17年4月 京都女子大学評議員・学生部長 平成23年4月 日本不織布協会顧問 現在に至る (重要な兼職の状況) 日本不織布協会 顧問・技術委員会委員長・環境 委員会委員長 一般社団法人日本繊維機械学会 監事・不織布研 究会委員長 繊維加工技術研究会 会長	0株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴・地位・担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
3	は た え よ し と 波多江 嘉度 (昭和33年 9 月12日生)	昭和57年 4 月 株式会社三和銀行(現 株式会社 三菱東京UFJ銀行) 入行 平成11年10月 同行難波支店副支店長 平成14年10月 同行上町支店支店長 平成17年 7 月 同行梅田新道支店支店長・支社長 平成19年11月 同行審査部副部長 平成21年10月 同行中之島支社支社長 平成23年12月 株式会社クラブコスメチックス 管理部長(出向) 平成24年 8 月 株式会社三菱東京UFJ銀行退行 平成24年11月 合名会社神宗(現 株式会社神宗) 支配人 平成26年10月 同社常務執行役員 平成27年 2 月 同社退社 平成27年 5 月 株式会社サンビジネスサポート 代表取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社サンビジネスサポート 代表取締役	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 桜井征三郎氏、矢井田 修氏および波多江嘉度氏は、社外取締役候補者であります。
3. 桜井征三郎氏は、長年に亘る財務部門等での実務経験と豊富な知識に裏付けられた見識を有していることから社外取締役として適任であると考え、選任をお願いするものであります。なお、当社社外監査役在任期間は、本総会の終結の時をもって10年となります。
4. 矢井田 修氏は、直接企業の経営に関与された経験はありませんが、当社と関連のある機械工学の専門家としての豊富な経験と高い見識を有していることから監査等委員として適切な職務を執行していただけるものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 波多江嘉度氏は、金融機関における長年の経験と知見を有していることから業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点から監査等委員として適切な職務を執行していただけるものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。
6. 第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、また候補者各氏の選任が承認されました場合、当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、各氏との間で会社法第425条第1項に定める最低責任限度額まで監査等委員である取締役の責任を限定する契約を締結する予定であります。
7. 当社は、桜井征三郎氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。また、矢井田 修氏および波多江嘉度氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件を満たしており、同取引所に独立役員として届け出る予定であります。なお、当社は、波多江嘉度氏が平成24年8月まで在籍していた株式会社三菱東京UFJ銀行から資金借入を行っておりますが、借入額は平成22年度から平成26年度までの過去5年間に於いて平均で97百万円（当社総資産に対する割合平均0.63%）であり、独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
増 市 徹 (昭和32年8月14日生)	昭和59年4月 弁護士登録(大阪弁護士会)、 昭和法律事務所入所 平成7年7月 法務省 人権擁護委員(現任) 平成10年4月 共栄法律事務所パートナー(現任) 平成16年4月 大阪簡易裁判所 調停委員(現任) 平成17年4月 京都大学法科大学院 非常勤講師・ 客員教授 平成19年4月 大阪地方裁判所 調停委員(現任) 平成20年4月 京都大学法科大学院 特別教授 平成23年4月 大阪弁護士会 副会長、 近畿弁護士会連合会 常務理事 平成27年1月 当社監査役(現任)	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 増市 徹氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
同氏は、長年に亘り弁護士として活躍されており、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、弁護士としての高度な専門的知識、豊富な経験等を当社の監査体制に反映していただけるものと考え、補欠の監査等委員である取締役候補者として選任をお願いするものであります。
3. 当社は、増市 徹氏が監査等委員である取締役に就任いたしました場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏との間で会社法第425条第1項に定める最低責任限度額まで責任を限定する契約を締結する予定であります。

第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬等の総額につきましては、平成19年6月26日開催の第73期定時株主総会において年額180,000,000円以内(但し、使用人兼務取締役の使用人分の給与および賞与は含まない。)とご承認をいただき現在に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の総額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額180,000,000円以内(但し、使用人兼務取締役の使用人分の給与および賞与は含まない。)と定めさせていただきたいと存じます。

現在の取締役は5名ですが、第3号議案をご承認いただきますと、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は同様に5名となります。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の総額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額40,000,000円以内と定めさせていただきたいと存じます。

第4号議案を原案どおりご承認いただきますと、監査等委員である取締役は3名となります。

以 上

MEMO

●株主総会会場ご案内図●

会 場 大阪市中央区北久宝寺町三丁目 5 番12号 御堂筋本町アーバンビル11階
一般社団法人鐵鋼會館 5・6号会議室 電話 06-6227-8221



〔交通のご案内〕

- 地下鉄御堂筋線・中央線「本町」駅から徒歩約2分（12番出口）

※申し訳ございませんが駐車場はございませんので、お近くの駐車場をご利用願います。